

失われた自然

私たちの手で取り戻そう



～自然再生のすすめ～



自然再生とは何ですか？

自然再生とは、過去に損なわれた自然環境を取り戻すことを目的として、地域のさまざまな主体が参加して、自然環境を「保全」、「再生」、「創出」して、その状態を「維持管理」しながら守っていく活動です。

保全

良好な自然環境が現存している場所で、その状態を積極的に維持することです。

再生

自然環境が損なわれた地域や二次的自然環境が劣化した地域において自然環境を取り戻すことです。

創出

都市など自然環境が失われた地域において緑の空間を造成するなど、地域の自然生態系を取り戻すことです。

維持管理

再生された自然環境を維持するために必要な管理を行い、その状態を守っていくことです。



どうやったら自然再生の活動ができるの？

自然再生の活動に参加したい、若い人に活動に参加してもらいたい、地域の中で他の人ともっと連携して活動を発展させたい、同じような取組を行っている全国の人と情報交換したいといった悩みはないでしょうか。

関心のある方は、ぜひ、自然再生協議会の取組に参加したり、自然再生協議会を設立したりしてみませんか。



小さな自然再生から自然再生協議会へ

加納 義彦氏
(高安自然再生協議会 代表理事)



ニッポンバラタナゴという生物種の調査研究に始まり、「ドビ流し」などによる成育場所の「ため池」の保全さらには森林整備を通じて「河川」や「森林」の保全、そして「耕作放棄地」の有効活用へと広がっています。

その広がりとともに協働主体も地域住民、教育機関、NPO、生態系の専門家、地方公共団体、次世代を担う子供たちなど地域の多様な主体へと広がっています。そして2014年には自然再生推進法に基づく高安自然再生協議会を設立し、自然再生を通して地域の活性化を図るべく更なる活動の発展に努めています。





自然再生協議会を設立すると どんなメリットがあるの？



自然再生協議会を設立すると、行政機関やさまざまな人との繋がりや専門家の助言、全国の活動団体との交流といった数多くのメリットがあります。また、活動に対する信頼も高まり企業に支援してもらいやすくなるなどの効果もあります。

協力 専門家や地方公共団体が協力してくれます

- ▽ 様々な分野の有識者から構成される国の自然再生専門家会議から助言を受けることができます。
- ▽ 個々の団体の取組ではなく、地方公共団体や国の行政機関も参加することで、様々な施策等によって体制の基盤が強化されます。



協働 話あうことで新たなアイデアが生まれます

- ▽ 協議会での交流により、新たなアイデアや連携施策が提起され、取組の活性化が期待できます。
- ▽ 普段交流のない方々同士が、お互いの立場や考えを尊重・配慮しながら自然再生に取組むことで、活動が円滑に推進されます。



信頼 活動への支援や理解を得ることができます

- ▽ 法に基づく協議会であることから、地域住民や企業からの信頼や活動への支援を得やすくなります。
- ▽ 地域住民やNPO法人、専門家等が自然再生全体構想作成の段階から参画することで、地域の自主性が尊重された取組となることにより、活動に対する地域での理解が得られやすくなります。



つながり 全国の活動団体とネットワークができます

- ▽ 全国各地の自然再生協議会が出席する全国会議などに参加することで、事例の共有や相談といった情報交換ができます。
- ▽ こうした繋がりをきっかけに、様々な分野の専門家に活動の現場に来てもらうなど、人材の交流も期待できます。



自然再生の取組や活動は、大変なのではないですか？

一人一人で自然再生の活動を行うことは、簡単ではありません。まずは、仲間を見つけることが重要です。そして、さまざまな分野の仲間と相談し協力して取組むことが大切です。

そのためには、関係する地方公共団体の助けも借りながら、法律に基づく自然再生協議会の設立を目指すことが、近道になるかもしれません。

詳しくは、パンフレットや手引きをご覧ください。



自然再生を活かした地域循環共生圏の取組 ～榎野川河口域・干潟自然再生協議会～

「ふしの干潟いきもの募金」では、①多様な生き物の生息場の保全、②良好な水環境の維持、③地域の水産資源の復活、④自然に親しむ場の提供の四つのキーワードを目標に設定し、協議会委員の活動に対して、地域住民・団体・企業等から幅広く、継続的に協力を得ることを目指しています。また、漁業組合の協力により、アサリ販売の収益や潮干狩り参加料の一部が募金に寄付される仕組みも始まりました。さらに、募金箱の設置等（写真）の募金活動により、金融機関、道の駅、飲食店・小売店等ともつながりができ、より多様な主体に活動を応援してもらえるきっかけにもなっています。



自然再生について、さらに詳しく知りたい方は次のウェブサイトへ

自然再生推進制度について、
さらに詳しく知りたい

環境省ウェブサイト「自然再生」へ
<https://www.env.go.jp/nature/saisei/>



自然再生協議会を設立したい

環境省ウェブサイト
自然再生協議会設立の手引きへ
https://www.env.go.jp/nature/saisei/tebiki_k/



身近な自然再生協議会の取組を
探してみませんか。

詳しくはこちらから↓

<https://www.env.go.jp/nature/saisei/kyougi/>



- ① 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会
- ② 釧路湿原自然再生協議会
- ③ 麻機遊水地保全活用推進協議会
- ④ 多摩川源流自然再生協議会
- ⑤ 神於山保全活用推進協議会
- ⑥ 檜原湿原地区自然再生協議会
- ⑦ 榎野川河口域・干潟自然再生協議会
- ⑧ 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会
- ⑨ くぬぎ山地区自然再生協議会
- ⑩ 八幡湿原自然再生協議会
- ⑪ 上サロベツ自然再生協議会
- ⑫ 野川第一・第二調節池地区自然再生協議会
- ⑬ 蒲生干潟自然再生協議会
- ⑭ 森吉山麓高原自然再生協議会
- ⑮ 竹ヶ島海域公園自然再生協議会
- ⑯ 阿蘇草原再生協議会
- ⑰ 石西礁湖自然再生協議会
- ⑱ 竜串の自然と共生した地域づくり協議会
- ⑲ 中海自然再生協議会
- ⑳ 伊豆沼・内沼自然再生協議会
- ㉑ 久保川イーハトーブ自然再生協議会
- ㉒ 上山高原自然再生協議会
- ㉓ 多々良沼・城沼自然再生協議会
- ㉔ 三方五湖自然再生協議会
- ㉕ 高安自然再生協議会
- ㉖ 北潟湖自然再生協議会

自然再生推進法について詳しく知りたい、まず何をすればいいのかわからないなど
問い合わせは、各地域の相談先へ。あるいは、下記連絡先までご連絡ください！

環境省 自然環境局 自然環境計画課 TEL：03-3581-8343
農林水産省 大臣官房政策課 環境政策室 TEL：03-6744-2017
国土交通省 総合政策局 環境政策課 TEL：03-5253-8262



shizen-saisei
@env.go.jp

リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。